

直結増圧式給水取扱要領

加古川市上下水道局

(目的)

第1条 この要領は、需要者のニーズに対応するため、直結増圧式給水を拡大し小規模貯水槽水道の衛生問題を解消するなど、より安全な水を供給するために取り扱いを定める。

(申請)

第2条 直結増圧式給水を行おうとする者（以下「申込者」という。）は、事前に加古川市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定める申請書（様式第1号）に必要図書を添付して管理者に申請しなければならない。

(審査基準)

第3条 管理者は、前条の申請があれば、次の各号に規程する基準に対する敵否について審査する。

- (1) 対象建物は、受水槽の設置を必要としない建物で、1日使用水量50m³までとし、特に集合住宅については1棟当り50戸程度とする。また10階程度までとする。
(第4条の許可できない建物を除く。)
- (2) 直結増圧式給水の分岐可能な配水本管は、分岐給水取出管口径が25mmの場合は口径75mm以上から、分岐給水取出管口径が40及び50mmの場合は口径100mm以上からとする。
ただし、基本的には1棟とするが、2棟以上となる場合は、総戸数100戸を限度とする。
- (3) 直結増圧式給水方式と他の給水方式との併用は認めない。
- (4) 直結給水用増圧装置等の故障、修理及び点検時の対応のため、直圧共用水栓を設置するものとする。
- (5) 設計協議時に、すべて建物の使用目的が決定されている建物を対象とする。
- (6) 配水本管最小動水圧0.25MPa程度を維持できる配水本管より分岐できる場合とする。
- (7) 直結給水用増圧装置等において、水理計算が成り立つこと。
- (8) 使用圧力が0.75MPa以下の直結給水用増圧装置等で給水できる建物を対象とする。
- (9) その他管理者が必要と認めた事項。

(許可できない建物)

第4条 管理者は、前条の申請があり、次の各号に規程する建物は許可しない。

- (1) 配水本管の供給能力を超える給水量を必要とし、配水本管に水圧低下等の影響を与える恐れがある場合。
- (2) 災害、事故、渇水等による減断水時に、著しく影響を受ける用途の建物。
(例、病院・飲食店・24時間営業店舗等)
- (3) 薬品を取扱う工場など逆流によって配水本管等へ水質汚染をきたす恐れのある施設。
(例、メッキ工場・クリーニング店等)
- (4) 臨時給水する建物。

(承認通知及び条件)

第5条 管理者は、第3条の審査基準に適合した場合、次の各号に規程する条件を付し承認するものとし、承認書（様式第2号）により申込者に通知する。

- (1) 基本的には、直結給水用増圧装置の吸込側に減圧式逆流防止装置を設置すること。
(水理計算を行い確認する。)
申込者は、設置した直結給水用増圧装置及び減圧式逆流防止装置を1年に1回以上点検し、その結果を速やかに管理者に報告すること。
- (2) 維持管理の誓約事項を遵守する。
- (3) 減圧式逆流防止装置のストレーナーの手前に泥吐き管を設置すること。
- (4) 維持管理の責任分界点は、第1止水栓とする。
- (5) その他、管理者が必要と認めた事項。

(承認書の添付)

第6条 申込者は、給水装置工事申込みの際、前条に定める承認書の写しを添付するものとする。

(既設の受水槽式から直結増圧式給水への改造)

第7条 現状の配管状況を調査し、加古川市の基準に適さないものは新設すること。
2. 建屋内の各立ち上り給水管には、1階部分に維持管理用のバルブを設置すること。
最上部毎に吸排気弁を設置すること。
3. 既設の給水設備（受水槽以降の配管）をそのまま流用し、3階直圧式給水として使用する場合は給水装置となるため、次の各号に規定する基準に対する適否について審査する。
(1) 配管形式、配管材料、既設メータ廻りの劣化状況。（写真を提出）
(2) 既設配管の耐圧試験（0.75MPaの1分間で水圧をかけて、チャート・写真を提出）を実施し、合格した建物。
(3) 既設の給水管径が水理計算を満たすこと。
(4) 給水設備から供給される水の水質試験を公的機関で行い、水道水の水質基準に適合していることを確認すること。
(5) 既設配管使用の場合は、既設給水装置使用承認願を添付すること。
(6) その他管理者が必要と認めた事項。

(給水装置の設計変更等による措置)

第8条 直結増圧式給水の承認を受けた後、給水装置の増設、改造又は所有者の変更がある場合は、申込者は申請書に必要図書を添付して変更の申請をしなければならない。

(承認の取消)

第9条 管理者は、対象建物が第3条の審査基準に適合しなくなった場合又は、申込者が第5条に規定する条件を遵守しない場合は、第5条の承認を取り消す場合がある。

(補則)

第10条 直結増圧式給水に係る給水装置工事の技術上の基準及び手続きについては、この要領に定めるもののほか、直結増圧式給水指導基準によるものとする。

(付則)

この要領は、平成12年6月1日から施行する。
この基準は、平成31年2月1日から施行する。

★直結増圧式給水指導基準★

加古川市上下水道局

1. 趣旨

この基準は、直結増圧式給水取扱要領（以下「要領」という。）に基づき、直結増圧式で給水する場合の給水装置の設計、施工に関する基準を定めるものである。

この基準に明記されていないものについては、加古川市給水装置工事施行基準書（以下「基準書」という。）によるものとする。

2. 給水方式

給水方式は、直結増圧式給水とする。他の3階直圧式及び受水槽式との併用は認めない。

3. 対象建物及び承認条件

直結増圧式給水対象建物等は、要領第3条の各号に規定する基準に適合していることが、必要条件である。

4. 直結給水用増圧装置等の構造及び材料

- (1) 給水取出管口径は、25～50mmとする。
- (2) 直結給水用増圧装置（以下「増圧装置」という。）は、日本水道協会規格「水道用直結加圧ポンプユニット（JWWA B-130）」に適合しているものとする。
- (3) 原則として増圧装置の吸込側に減圧式逆流防止装置を設置する。
- (4) 減圧式逆流防止装置は、水道法施行令第5条（給水装置の構造及び材質）に適合したものとす。
- (5) 増圧装置の基本構造は、第1止水栓＋第2止水栓＋減圧式逆流防止装置＋増圧ブースターポンプとする。
- (6) 減圧式逆流防止装置の吸込側及び吐出側には、適切な止水用器具を設置する。基本構造は、止水栓＋ストレーナー＋減圧式逆流防止装置＋止水栓とする。
- (7) 減圧式逆流防止装置は、適切な吐水口空間を確保した間接排水とする。
- (8) 増圧装置の設置場所は、原則として1階又は地階として屋外設置も可能とする。地階に設置する場合は、給水管を一度地上にあげ、空気弁を設置する。
- (9) メーター設置基準は、受水槽式と同様とする。（指針参照）
- (10) 配管形態は、損失水頭の少ない形態とし、管内流速が過大とならないよう留意する。
- (11) 増圧装置による加圧によって、各戸への流入水圧が許容範囲を超える場合には、減圧弁を設置する。
- (12) 増圧装置以下の構造及び材料については、この基準のほか指針にのっとり施工する。
- (13) 増圧装置下流の主給水管口径は、1ランク以内で増径することができる。ただし、メーター以降はメーター口径以下とする。
- (14) 配水本管への影響がきわめて小さく、安定した給水ができるものであること。
- (15) 始動、停止による配水本管の圧力変動が微小であり、ポンプ運転による配水本管の圧力に脈動がないこと。
- (16) 吸込側の水圧が異常低下した場合（吸込圧力が0.07MPa）には自動停止し、復帰した場合（吸込圧力が0.1MPa）には自動復帰すること。
- (17) 使用水量が少ない場合には自動停止すること。
- (18) 空気が混入、停滞空気が発生しない構造とする。立ち上がり配管の最上部に、空気弁を取付けること。
- (19) 増圧装置の増加圧力の算出方法は下記による。
$$P=P_1+P_2+P_3+P_4+P_5+P_6+P_7-P_0$$

P : 直結増圧装置による増加圧力
P₁ : 配水本管と増圧装置の高低差
P₂ : 増圧装置吸込側の給水管等の摩擦損失水頭
P₃ : 逆流防止装置の摩擦損失水頭
P₄ : 増圧装置の摩擦損失水頭
P₅ : 増圧装置吐出側の給水管等の摩擦損失水頭
P₆ : 増圧装置と末端給水栓の高低差
P₇ : 末端最高位の給水器具を使用するための必要最小動水圧
P₀ : 設計水圧（配水本管最小動水圧－0.05）
- (20) 増圧装置の増加圧力は、末端最高位の給水器具を使用するために必要な圧力を確保できるように設定すること。
- (21) 増圧装置は、安全性を十分確保していること。

5. 直結給水用増圧装置等の設計

- (1) 設計水圧は、申請地付近の配水本管最小動水圧から0.05MPaを引いた水圧にて設計する。
- (2) 原則として給水管の管内流速を2.0m/s とする。
- (3) 水理計算については、優良住宅部品認定基準により使用水量を決定し計算する。
- (4) 集合住宅以外の場合は、原則として、すべての区画が使用目的が決定している建物を可能とするが、一階に店舗が有り使用目的が決定していない場合には、飲食店が入居すると仮定して水理計算する。

6. 直結給水用増圧装置等の申請手続き

(1) 事前審査

申込者は、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」）という。）を通じて、直結増圧式給水申請書（様式第1号）及び水理計算書等を提出し、事前に管理者の審査を受けるものとする。

- ①調査 指定工事業者は、設計着手前に要領及び指針に定める事項に対する適否の事前調査を十分行う。
- ②審査 指定工事業者は、設計着手前に水道局と十分協議し、直結増圧式給水申請書等必要書類を提出する。
- ③水理計算
 - ア 損失水頭の計算に必要な諸条件の設定及び計算例は、基準書及び別に定める水理計算方法等により行う。
 - イ 指定工事業者は、損失水頭の計算上不明な点がある場合は、局担当課職員と協議すること。

(2) 承認

管理者は、提出された書類や現場の状況等を調査、検討し、直結増圧式給水が可能なる場合には、要領第5条の条件を付して直結増圧式給水承認書（様式第2号）にて承認するものとする。

なお、承認書の写しは、給水装置工事の申込みの際に、添付書類として提出する。

(3) 竣工検査

- ① 直結増圧式給水を承認した給水装置工事の検査は、主任技術者の立合いのもとで、直結給水用増圧装置等の設置状況、水圧状況等を検査確認する。
- ② 検査の結果、不合格となった場合には、協議内容のとおり改善し、合格の判定をするまで給水開始を保留する。

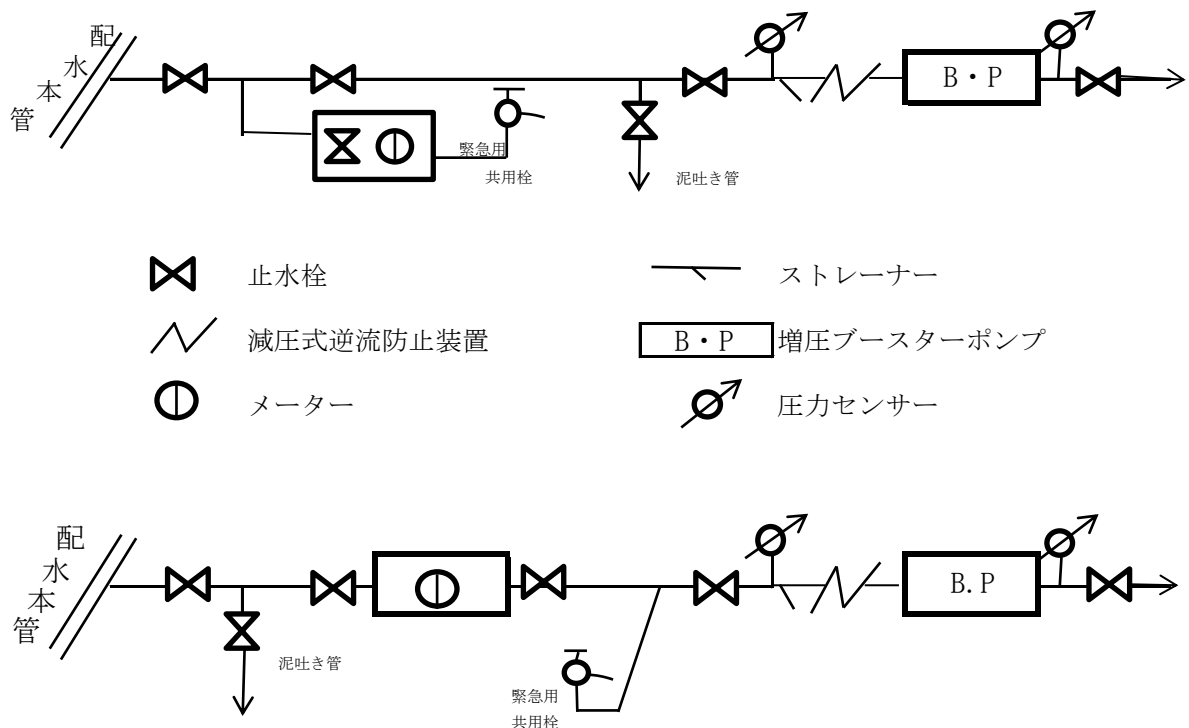
7. 既設の受水槽式から直結増圧式給水への改造

- (1) 現状の配管状況を調査し、加古川市の基準に適合しないものは新設すること。
- (2) 建屋内の各立ち上り給水管には、1階部分に維持管理用のバルブを設置すること。
最上部毎に吸排気弁を設置すること。
- (3) 既設の給水設備（受水槽以降の配管）をそのまま流用し、3階直圧式給水として使用する場合は給水装置となるため、次の各号に規定する基準に対する適否について審査する。
 - ① 配管形式、配管材料、既設メータ廻りの劣化状況。（写真を提出）
 - ② 既設配管の耐圧試験（0.75MPaの1分間で水压をかけて、チャート・写真を提出）を実施し、合格した建物。
 - ③ 既設の給水管径が水理計算を満たすこと。
 - ④ 給水設備から供給される水の水質試験を公的機関で行い、水道水の水質基準に適合していることを確認すること。
 - ⑤ 既設配管使用の場合は、既設給水装置使用承認願を添付すること。
 - ⑥ その他管理者が必要と認めた事項。

8. 維持管理

- (1) 維持管理の誓約事項を遵守するとともに、水道使用者への周知事項を徹底すること。
- (2) 緊急時の対応のため、警報装置を設置するとともに、維持管理体制を確立すること。
その緊急時の体制を標示板に記入し、ポンプ室及び管理人室等に設置し周知を図ること。

★直結給水用増圧装置等基本構造図



(付則)

この基準は、平成12年6月1日から施行する。
この基準は、平成31年2月1日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

加古川市上下水道事業管理者 様

申込者 住所

氏名

電話

直結増圧式給水申請書 (新規・変更)

直結増圧式給水取扱要領第2条に基づき、下記のとおり申請します。

記

受付番号 R	—	号
--------	---	---

- 1) 事業名
- 2) 工事場所 加古川市
- 3) 事業主
- 4) 工事時期 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 5) 建物対象
- 6) 建物概要 別紙のとおり
- 7) 添付書類
 - ①位置図
 - ②平面図
 - ③系統図
 - ④構造図
 - ⑤水理計算書
 - ⑥誓約書
 - ⑦維持管理誓約書
 - ⑧維持管理体制図
 - ⑨増圧ブースターポンプ図
 - ⑩増圧ブースター等の定期保守点検契約書の写し
 - ⑪水圧調査及び事前協議の回答 (写し)
 - ⑫その他
- 8) 連絡先

★建 物 概 要

①建物の名称				
②建築物	新築		既設	
③給水装置	新設	既設	改造	
④建築階高	階建て	建築高さ		m
⑤建築業態				
⑥建築内訳	住居		戸	
	店舗		戸	
	事務所		戸	
	その他		戸	
⑦使用水量	1日最大使用水量			m ³ /日
	瞬間最大給水量			ℓ/分
⑧給水管立上がり高さ				m
⑨分岐予定口径	配水本管口径	φ		mm
	取出管口径	φ		mm
⑩ポンプの型式等	a) メーカー名			
	b) 型式名			
	c) ポンプ口径			mm
	d) 最大給水量			ℓ/分
	e) 使用圧力			MPa
	f) 全揚程			m

加古川市上下水道事業管理者 様

加古川市指定給水装置工事事業者

住所

氏名

(署名又は記名押印)

電話

増圧装置等の維持管理会社

住所

氏名

(署名又は記名押印)

電話

維持管理誓約書

直結増圧式給水申請するに当たり、当社が下記の申込者施設内での給水装置等の維持管理を責任をもって行うことを誓約いたします。

記

- 1) 住所 加古川市
- 2) 氏名
- 3) 対象建物

※氏名欄については、署名又は、記名押印ください。

令和 年 月 日

加古川市上下水道事業管理者 様

申込者 住所

氏名

(署名又は記名押印)

電話

誓 約 書

この度、直結増圧式給水取扱要領第2条に基づき申請するに当たり、下記のことについて誓約いたします。

記

- 1) 加古川市水道事業給水条例に規定する給水装置の管理業務を遵守するとともに宅内に設置する第1止水栓以降（下流）は、当方の責任で維持管理（漏水の防止、修繕工事等）いたします。
- 2) 増圧装置及び減圧式逆流防止装置は、管理者の承認するものを用い、1年に1回は点検し報告いたします。
- 3) 給水装置等維持管理に関し、問題を生じたときは、当方の責任において解決します。
- 4) 配水本管の突発事故、水圧変動等により、断水、水圧低下を生じ増圧装置が稼動しない場合があったとしても異議申立ていたしません。
- 5) 管理責任を果たすため、事故発生時における対策、修繕工事を行う者として次の者を指定します。

加古川市指定給水装置工事事業者 住所

氏名

(署名又は記名押印)

増圧装置等の維持管理会社 住所

氏名

(署名又は記名押印)

- 6) 装置の所有者の変更又は指定給水装置工事事業者等の変更を生じた時は、直ちに管理者にお届けします。
- 7) 水道使用者等への下記内容等を周知徹底します。
 - ①停電等により増圧装置が停止した場合又は、工事、事故等非常事態により断水や出水不良が発生した時は、非常用共用栓を使用する。
 - ②増圧装置を設置することにより貯水機能がないため、配管工事、メーター取替作業時等に水が使用できなくなることを。
 - ③増圧装置の故障等の緊急時の連絡先を周知する。
- 8) 所有権を譲渡した場合は、誓約事項を譲渡人に引き継ぎます。

※氏名欄については、署名又は、記名押印ください。

局より回答

(様式第2号)

加水営 第 号

令和 年 月 日

様

加古川市上下水道事業管理者

直結増圧式給水承認書 (新規・変更)

令和 年 月 日付第 号によりご依頼のありました申請について、下記のとおり承認いたします。

記

1. 事業名

2. 工事場所 加古川市

3. 事業主

4. 分岐口径 配水管口径 f mm 取出し管口径 f mm

5. ポンプ型式 メーカー名 型式名
ポンプ口径 f mm 最大給水量 l /分

6. 施工条件

- 1) 増圧ブースターポンプの吸込側に、申請者の費用負担により管理者の定める減圧式逆流防止装置を設置すること。申込者は、設置した直結増圧式給水装置及び減圧式逆流防止装置を1年に1回以上点検し、その結果を速やかに管理者に報告すること。
- 2) 維持管理の誓約事項を遵守すること。
- 3) 減圧式逆流防止装置のストレーナーの手前に泥吐き管を設置すること。
- 4) 維持管理の責任分界点は、第1止水栓とする。
- 5) その他

★増圧ブースターポンプ採用の水理計算方法★

1) 水理計算は、下記の手順により行うものとする。

- ①計画建物附近の配水管圧は、事前協議時に配水課にて調査する。（一番近い消火栓にて1日計測する。）ただし、申請地に給水取出が既設としてある場合には、業者サイドで、その給水口で1日計測する。
- ②計算は、配管図（立面図）に基づき、増圧装置吸込側と吐出側に分けて行う。
- ③配水本管から末端給水栓までの間を配管の分岐、管径により区分し、それぞれの区間を水理計算する。
- ④各区間ごとの流量により計算する。（戸数による使用水量から）
- ⑤使用水量は、優良住宅部品認定基準（BL規格）による方法にて決定する。
（集合住宅の場合）

10戸未満 $Q = 4.2 N^{0.33}$

10戸以上 $Q = 1.9 N^{0.67}$ N：戸数

集合住宅以外の場合は、加古川市給水装置工事指針により決定する。

⑥メーター、サドル付分水栓等の損失水頭は、3階直圧給水の水理計算と同様に図より割出す。

⑦減圧式逆流防止装置の設置位置は、基本的に増圧装置の吸込側に設置することとし、増圧装置吸込側の損失水頭から確認する。

$P_0 - (P_1 + P_2 + P_3) > 0$ のときに吸込側に設置する。

減圧式逆流防止装置の圧力損失は図-11より割出す。

⑧増圧装置の吐出側の損失水頭の合計により、設定圧力を決定し、増圧装置の機種選定をおこなう。

2) 水理計算

『6階建て12戸の集合住宅』

設計水圧は、配水本管最小動水圧0.25MPaから0.05MPaを引いたものと仮定して計算する。

1) BP吸込側

使用水量は、優良住宅部品認定基準による方法から、100.5ℓ/分とし計算する。

- ①サドル付分水栓（φ100*φ40）の損失水頭 0.40m
- ②ソフトシール弁（φ40）の損失水頭*2ヶ所 0.03m
- ③チーズ、エルボの損失水頭 0.1m*5ヶ所 0.50m
- ④埋設深さ 1.20m
- ⑤BP上流流入口高さ 0.05m
- ⑥管の損失水頭（φ40）

$h = \frac{54 * 8.2}{1000} = 0.44$ 0.44m

小計 3.07m

減圧式逆流防止装置の圧力損失は、 $\phi 40$ 100.5ℓ/分として8.40m
であるので(図-11)

$P_0 - (P_1 + P_2 + \text{逆流防止装置の圧力損失}) > 0$ の場合は、吸込側に設置することから
 $20.0 - (3.07 + 8.4) = 8.53\text{m} = 0.0853 > 0$

上記から減圧式逆流防止装置は、吸込側に設置する。

(2) B P 吐出側

6階部居室の給水栓が6栓であることから同時使用3栓とし、使用水量24ℓ/分として
計算する。

①給水栓の高さ	16.70m
②ボール止水栓の損失水頭 ($\phi 20$) * 2	0.60m
③内蔵逆止弁の損失水頭 ($\phi 20$)	1.00m
④メーターの損失水頭 ($\phi 20$)	3.90m
⑤給水栓の損失水頭 ($\phi 13$ 12ℓ/分)	0.85m
⑥チーズ、エルボの損失水頭 (0.1m * 21ヶ所)	2.10m
⑦管の損失水頭	
1) a~bの間 ($\phi 40$ 100.5ℓ/分)	
$h = \frac{54 * 10}{1000} = 0.54$	0.54m
2) b~cの間 ($\phi 40$ 88.9ℓ/分)	
$h = \frac{44 * 3}{1000} = 0.13$	0.13m
3) c~dの間 ($\phi 40$ 83.5ℓ/分)	
$h = \frac{38 * 3}{1000} = 0.11$	0.11m
4) d~eの間 ($\phi 40$ 75.9ℓ/分)	
$h = \frac{33 * 3}{1000} = 0.10$	0.10m
5) e~fの間 ($\phi 40$ 66.4ℓ/分)	
$h = \frac{28 * 3}{1000} = 0.08$	0.08m
6) f~gの間 ($\phi 40$ 52.8ℓ/分)	
$h = \frac{19 * 3}{1000} = 0.06$	0.06m
7) g~hの間 ($\phi 20$ 24.0ℓ/分)	
$h = \frac{110 * 2}{1000} = 0.22$	0.22m
8) h~iの間 ($\phi 20$ 17.0ℓ/分)	
$h = \frac{60 * 4.7}{1000} = 0.28$	0.28m
9) i~jの間 ($\phi 20$ 12.0ℓ/分)	
$h = \frac{34 * 6.5}{1000} = 0.22$	0.22m
小計	26.89m

上記小計所要水頭は、26.89mであることから、吐出圧力設定値は、0.27MPaと
なる。

これにより増圧装置の機種選定を行う。

瞬間最大給水量（優良住宅部品認定基準による）

【単位：ℓ/m】

戸数	給水量	戸数	給水量
1	42.0	51	264.8
2	52.8	52	268.3
3	60.4	53	271.7
4	66.4	54	275.1
5	71.5	55	278.5
6	75.9	56	281.9
7	79.9	57	285.3
8	83.5	58	288.6
9	86.8	59	291.9
10	88.9	60	295.2
11	94.8	61	298.5
12	100.5	62	301.8
13	106.0	63	305.1
14	111.4	64	308.3
15	116.7	65	311.5
16	121.8	66	314.7
17	126.9	67	317.9
18	131.8	68	321.2
19	136.6	69	324.2
20	141.4	70	327.4
21	146.1	71	330.5
22	150.8	72	333.6
23	155.3	73	336.7
24	159.8	74	339.8
25	164.2	75	342.8
26	168.6	76	345.9
27	172.9	77	348.9
28	177.2	78	352.0
29	181.4	79	355.0
30	185.6	80	358.0
31	189.7	81	361.0
32	193.8	82	364.0
33	197.8	83	366.9
34	201.8	84	369.9
35	205.8	85	372.8
36	209.7	86	375.8
37	213.6	87	378.7
38	217.4	88	381.6
39	221.2	89	384.5
40	225.0	90	387.4
41	228.8	91	390.3
42	232.5	92	393.1
43	236.2	93	396.0
44	239.9	94	398.8
45	243.5	95	401.7
46	247.1	96	404.5
47	250.7	97	407.3
48	254.3	98	410.1
49	257.8	99	412.9
50	261.3	100	415.7

10戸未満
10戸以上
N：戸数

$$Q = 42N^{0.33}$$

$$Q = 19N^{0.67}$$

(様式第1号)

令和2年4月1日

加古川市上下水道事業管理者 様

申込者 住所 加古川市加古川町北在家2345-67
氏名 加古川 太郎
電話 079 (412) 3456

直結増圧式給水申請書 (新規・変更)

直結増圧式給水取扱要領第2条に基づき、下記のとおり申請します。

記

受付番号 H - 号

- 1) 事業名 ○○○マンション新築工事
- 2) 工事場所 加古川市加古川町北在家1234-5
- 3) 事業主 加古川 太郎
- 4) 工事時期 令和2年6月1日～令和3年2月28日
- 5) 建物対象 集合住宅 (ファミリーマンション)
- 6) 建物概要 別紙のとおり
- 7) 添付書類 ①位置図
②平面図
③系統図
④構造図
⑤水理計算書
⑥誓約書
⑦維持管理誓約書
⑧維持管理体制図
⑨増圧ブースターポンプ図
⑩増圧ブースター等の定期保守点検契約書の写し
⑪水圧調査及び事前協議の回答 (写し)
⑫その他
- 8) 添付書類 △△△設備 水道太郎
電話 079-444-3333

★建 物 概 要

①建物の名称	○○○マンション新築工事		
②建築物	新築	既設	
③給水装置	新設	既設	改造
④建築階高	6階建て 建築高さ17.5m		
⑤建築業態	鉄筋コンクリートRC造		
⑥建築内訳	住居	25	戸
	店舗		戸
	事務所		戸
	その他		戸
⑦使用水量	1日最大使用水量	23	m ³ /日
	瞬間最大給水量	165	ℓ/分
⑧給水管立上がり高さ		16	m
⑨分岐予定口径	配水本管口径	φ	100 mm
	取出管口径	φ	50 mm
⑩ポンプの型式等	a)メーカー名	(株) テラルキョクトウ	
	b)型式名	MC2-40 DFC402-2, 2D-GSH	
	c)ポンプ口径	40	mm
	d)最大給水量	165	ℓ/分
	e)使用圧力	0.3	MPa
	f)全揚程	27	m

平成27年 4月 1日

加古川市上下水道事業管理者 様

加古川市指定給水装置工事事業者

住所 加古川市加古川町北在家1

氏名 □□□水道(株)

印

電話 079-465-4321

増圧装置等の維持管理会社

住所 加古川市加古川町木村2

氏名 (株)△△△

印

電話 079-476-5432

維持管理誓約書

直結増圧式給水申請するに当り、当社が下記の申込者施設内での給水装置等の維持管理を責任をもって行うことを誓約いたします。

記

1) 住所 加古川市 加古川町北在家1234-5

2) 氏名 加古川 太郎

3) 対象建物 ○○○マンション新築工事

加古川市上下水道事業管理者 様

令和 年 月 日

申込者 住所 加古川市加古川町北在家 2 3 4 5-6 7
氏名 加古川 太郎
電話 0 7 9 - 4 1 2 - 3 4 5 6

誓 約 書

この度、直結増圧式給水取扱要領第2条に基づき申請するに当たり、下記のことについて誓約いたします。

記

- 1) 加古川市水道事業給水条例に規定する給水装置の管理業務を遵守するとともに宅内に設置する第1止水栓以降（下流）は、当方の責任で維持管理（漏水の防止、修繕工事等）いたします。
- 2) 増圧装置及び減圧式逆流防止装置は、管理者の承認するものを用い、1年に1回は点検し報告いたします。
- 3) 給水装置等維持管理に関し、問題を生じたときは、当方の責任において解決します。
- 4) 配水本管の突発事故、水圧変動等により、断水、水圧低下を生じ増圧装置が稼動しない場合があったとしても異議申立ていたしません。
- 5) 管理責任を果たすため、事故発生時における対策、修繕工事を行う者として次の者を指定します。

加古川市指定給水装置工事事業者 住所 加古川市加古川町北在家 1
氏名 □□□水道(株)

増圧装置等の維持管理会社 住所 加古川市加古川町木村 2
氏名 (株)△△△

- 6) 装置の所有者の変更又は指定給水装置工事事業者等の変更を生じた時は、直ちに管理者にお届けします。
- 7) 水道使用者等への下記内容等を周知徹底します。
 - ①停電等により増圧装置が停止した場合又は、工事、事故等非常事態により断水や出水不良が発生した時は、非常用共用栓を使用する。
 - ②増圧装置を設置することにより貯水機能がないため、配管工事、メーター取替作業時等に水が使用できなくなることを。
 - ③増圧装置の故障等の緊急時の連絡先を周知する。
- 8) 所有権を譲渡した場合は、誓約事項を譲渡人に引き継ぎます。